

「公の施設に係る指定管理者の選考について」

健康医療福祉部指定管理者制度導入施設

所 管 課	施 設 名	期 間			指定管理者
		始期	終期	年数	
健 康 し が 推 進 課	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具センターに限る)	令和5年4月1日	令和8年3月31日	3	(社福)滋賀県社会福祉協議会
医 療 福 祉 推 進 課	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具センターを除く)	令和3年4月1日	令和8年3月31日	5	(社福)滋賀県社会福祉協議会
障 害 福 祉 課	滋賀県立むれやま荘	令和6年4月1日	令和11年3月31日	5	(社福)グロー
	滋賀県立信楽学園	令和6年4月1日	令和11年3月31日	5	(社福)グロー
	滋賀県立障害者福祉センター	令和3年4月1日	令和8年3月31日	5	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会
	滋賀県立視覚障害者センター	令和3年4月1日	令和8年3月31日	5	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会
	滋賀県立聴覚障害者センター	令和3年4月1日	令和8年3月31日	5	(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名		滋賀県立長寿社会福祉センター	
所 管 課		医療福祉推進課	
現 行 指 定 管 理 者		社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	
設 置 年 月		平成5年8月	
所 在 地		草津市笠山七丁目8－138	
設 置 目 的		明るく活力のある長寿社会づくりの推進と高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図る。	
施 設 概 要		○敷地面積：23,860.21 ○建物延床面積：7,991.37㎡ 鉄筋コンクリート造2階建 ○定員：841人 ○設備： 大教室、体育室、教室、研修室、陶芸室等 ○年間延利用人数 令和6年度：58,498人	
管理経費(令7見込額)		142,450千円	
財源内訳	利用料金収入(令7見込額)	33,937千円	
	指 定 管 理 料(令7予算額)	104,683千円	
	そ の 他 収 入(令7見込額)	3,830千円	
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間、令和3年度からの5年間いずれも公募で選定し、現在に至る。	
	方針	引き続き公募とする。 指定管理期間については、高齢者等が安心して利用できるよう、サービス提供の継続性、安定性が必要であることから5年間とする。	
	募集方法	公募	
	指定単位	単独	
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	
備 考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県立障害者福祉センター		
所 管 課	障害福祉課		
現 行 指 定 管 理 者	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会		
設 置 年 月	平成2年8月		
所 在 地	草津市笠山八丁目5-130		
設 置 目 的	心身障害者に関する各種の相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図る。		
施 設 概 要	○敷地面積：12,679㎡ ○建物延床面積：3,922㎡ 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造 勾配屋根平屋建 ○設備： 温水プール、アリーナ、小アリーナ、トレーニング室、 屋外アーチェリー場、会議室、和室、医務室、 ラウンジ、多目的ホール、ホールテイク室、駐車場 他 ○年間延利用人数：令和6年度 57,550人		
管理経費(令7見込額)		150,652千円	
財源 内訳	利用料金収入 (令7見込額)	1,500千円	
	指 定 管 理 料 (令7予算額)	149,092千円	
	そ の 他 収 入 (令7見込額)	60千円	
指 定 管 理 者 制 度 選 考 方 針	経 過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間、令和3年度からの5年間のいずれも非公募で選定し、現在に至る。	
	方 針	・下記4点の理由により、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。 ・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。 ① 職員の専門性 協会では、障害者スポーツに関する高度な専門知識と経験を有する障害者スポーツ指導員が多数在籍し、身体障害だけでなく、精神障害や知的障害などの障害特性に応じた指導や教室を40程度実施している。また、プールや体育館等の施設を安全・安心に利用できるよう、担当職員全員が「救急法救助員」、「トレーニング指導士」、「水泳指導管理士」等の資格を有している。 ② ボランティアの協力 協会は、長年のボランティア養成事業により、ボランティア48人（令和6年度の延べ参加人数420人）と信頼関係を築いており、センター事業へのボランティアの協力を適時に得ることができる。 ③ 利用者ニーズの反映 協会は、市町更生会や障害種別毎の障害者団体等から構成された当事者団体であり、滋賀県障害者社会参加推進センター事業も実施しているため、身体障害者団体に留まらず、精神・知的の障害者団体にもネットワークを持っており、障害者のニーズを拾い上げ、当事者目線の運営に生かすことができる。加えて、平成30年度から新たに取組んでいるポッチャの普及においては、市町更生会が地域での大会を開催するなど積極的な参加・協力を得たほか、地域の声を受けて指導支援を行うなど、地域の実態に合わせた取組を双方向から進めることができる。 ④ 継続的な事業展開による効用の最大化 協会は、県内各地域の障害者スポーツや文化事業の普及に向け、出前講座を実施し定着している。2025年の全国障害者スポーツ大会に向けて、障害者スポーツの裾野を広げるとともに、選手育成教室を実施するなど、継続的な取組によって、大会を契機とした県内全体の障害者スポーツ・文化の一層の充実を図ることができる。	
	募集方法	非公募	
	指定単位	単独	
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	
備考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名		滋賀県立視覚障害者センター	
所 管 課		障害福祉課	
現 行 指 定 管 理 者		社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	
設 置 年 月		昭和31年7月	
所 在 地		彦根市松原一丁目12-17	
設 置 目 的		視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸し出しおよび閲覧、点字刊行物の奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生活に関する訓練および相談、ガイドヘルパーの養成、文化活動・レクリエーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。	
施 設 概 要		○敷地面積:1,904㎡ ○建物延床面積:921㎡ 鉄筋コンクリート平屋建 ○設備: 書庫、閲覧室、発送室、歩行訓練室、 ボランティア活動室、家庭生活訓練室、 相談室、録音室、点字印刷室、駐車場 他 ○年間延利用人数:令和6年度 9,184人	
管理経費(令7見込額)		43,290千円	
	財源内訳	利用料金収入(令7見込額)	千円
		指定管理料(令7予算額)	43,290千円
		その他収入(令7見込額)	千円
指 定 管 理 者 制 度 選 考 方 針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間、令和3年度からの5年間のいずれも非公募で選定し、現在に至る。	
	方針	・下記4点の理由により、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。 ・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。 ① 職員の専門性 協会では、職員15名のうち、センターを安全に利用するために欠かせない「同行援護従事者」の資格を14名有している。さらに、「歩行訓練士」、「点字技能士」、「音訳指導員」、「情報支援員」、「図書館司書」などの専門的な資格を持つ職員も有しており、視覚障害者のニーズに応じた支援を適切に行うことができる。 ② ボランティアの協力 協会は、長年の点訳・音訳ボランティア養成事業により、ボランティア（点訳:174名、音訳:186名）との信頼関係を築いており、センターに所蔵する点字図書および音訳テープの作成に対する協力を常時得ることができる。 ③ 利用者ニーズの反映 協会は郡市の視覚障害者福祉協会の会長等が役員として参画し、県内全域を対象に活動している当事者団体であり、視覚障害者がおかれている生活環境を熟知した上で、パソコンをはじめ身近な電化製品の設定など相談支援事業を実施するほか、各地区の協会や利用者から直接意見を聞いて事業を実施するなど、的確にニーズを把握してセンターの運営に反映させることができる。 ④ 当事者の視点による事業効果の最大化 協会は、指定管理者であるとともに、視覚障害者を対象としたデジタル機器の利用支援やパソコン講習会等を県から受託して実施しており、当事者の立場を理解した事業運営により、視覚障害者の情報取得量の増大と社会参加の促進に効果をあげることができる。	
	募集方法	非公募	
	指定単位	単独	
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	
備考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県立聴覚障害者センター		
所 管 課	障害福祉課		
現 行 指 定 管 理 者	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会		
設 置 年 月	平成 7 年 1 0 月		
所 在 地	草津市大路二丁目11-33		
設 置 目 的	聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・文化活動・レクリエーション活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。		
施 設 概 要	○敷地面積：690㎡ ○建物延床面積：868㎡ 鉄筋コンクリート2階建 ○設備： 研修室、会議室、情報カ、スタジオ、 字幕編集室、ボランティア・団体交流室、 聴力相談室、生活相談室、発送室、 資料室、駐車場 他 ○年間延利用人数：令和6年度 5,568人		
管理経費(令7見込額)		44,268千円	
財源内訳	利用料金収入(令7見込額)	千円	
	指定管理料(令7予算額)	44,268千円	
	その他収入(令7見込額)	千円	
指 定 管 理 者 制 度 選 考 方 針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間、令和3年度からの5年間のいずれも非公募で選定し、現在に至る。	
	方針	・下記4点の理由により、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。 ・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。 ① 職員の専門性 協会では、職員14名のうち、聴覚障害者がセンターを利用する際のコミュニケーション支援に欠かすことのできない手話通訳の資格を7名、要約筆記者の資格を3名が有している。 ② 登録手話通訳者・要約筆記者の協力 協会はこれまでのセンター事業で手話通訳者および要約筆記者の養成を行ってきた。このことにより、登録手話通訳者(139名)および登録要約筆記者(78名)との信頼関係を築いており、センター事業の実施の際には、必要な手話通訳者および要約筆記者として、その方々に支援・協力を得ることができる。 また、協会は各市町所属の手話通訳者・要約筆記者や支援団体との支援者同士のネットワークを構築しており、各地域での活動において協力を得られやすいという強みがある。 ③ 利用者ニーズの反映 協会は県内のろうあ協会、中途失聴難聴者協会の参画により設立された当事者団体であり、聴覚障害者がおかれている生活環境を熟知した上で、地域の手話サロンとも協力して生活訓練事業を実施するなど、当事者のニーズを的確に把握し、当事者の視点に立った事業の実施やセンターの運営をすることができる。 ④ 当事者の視点による事業効果の最大化 協会は、指定管理者であるとともに、聴覚障害者を対象とした相談事業や情報通信技術等の講座を県から受託して実施しており、当事者の立場を理解した事業運営により、聴覚障害者の自立と社会参加の促進に効果をあげることができる。	
	募集方法	非公募	
	指定単位	単独	
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	
備考			

福祉用具に関する事業の見直しについて

1 福祉用具センターの概要

- ・平成9年（1997年）に滋賀県立福祉用具センターとして草津市笠山に開設。
- ・平成15年（2003年）2月に単独の設管条例を廃止し、滋賀県立長寿社会福祉センターの設管条例と統合。
- ・平成18年（2006年）から指定管理者制度を導入し、現在は滋賀県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が管理運営を行い、以下の福祉用具にかかる業務を担っている。
 - （1）展示および普及
 - （2）改造および製作ならびに技術の開発
 - （3）研修事業（関係機関等に対する指導）

2 現状・見直しの背景

- （1）展示および普及について
 - ・福祉用具展示場への来場者数がピーク時の10分の1程度に減少。
 - ・各市町で地域包括支援センターが（県内75か所）整備されたため、福祉用具事業者等との連携が進み、住民が身近な地域で福祉用具を知る・見る・試す機会が増加。
- （2）改造および製作ならびに技術の開発について
 - ・改造製作業務の依頼は年間10件程度で依頼人数は1人～2人。
 - ・介護保険法施行後、福祉用具の商品数や福祉用具を扱う企業数が増加。
 - ・PL法の施行により改造した場合、製造メーカーの保証を受けられなくなることや、県が製造物責任を負う可能性が高まった。
- （3）研修事業（関係機関等に対する指導）について
 - ・「抱え上げない介護」の研修を中心に年間平均1,000人程度が受講。
 - ・最先端技術を活用した介護の普及啓発や人材育成を期待している声が多い。

3 見直しの基本方針（指定管理の終了）

社会情勢の変化に伴い、福祉用具センターは廃止し、各業務については下記のとおり見直す。

- （1）展示および普及について
- （2）改造および製作ならびに技術の開発について
 - ・福祉用具にかかる身近な相談は、地域包括支援センターと福祉用具貸与販売事業所が担っているため、福祉用具センターでの展示等の普及や、改造・製作業務は終了し、専門的な相談については、今後、県立リハビリテーションセンターが対応する。
- （3）研修事業（関係機関等に対する指導）について
 - ・最先端技術を活用した介護の普及啓発等、ニーズの高い研修を県社協と県立リハビリテーションセンターが連携して実施する。

4 今後の福祉用具センターの建物管理について

これまでも県立長寿社会福祉センターの指定管理業務の中で建物管理を行っており、福祉用具センター廃止後も引き続き、施設を使用する方向で検討中。